第１部　総　　説

第１章　宮城県の環境施策の展開

宮城県は、平成７年４月に、「環境基本法」（平成５年法律第91号）制定等の国内動向を踏まえ、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「環境基本条例」（平成７年条例第16号）を施行しました。平成９年３月には、同条例の理念を具体化するため、県が環境施策を進める上での総合的指針となる「宮城県環境基本計画」を策定し、基本目標の達成に向けて各種施策を進めました。平成18年３月には、この計画の期間が終了したことを受け、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする、新たな環境基本計画の策定を行いました。

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を明らかにし、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構成するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有したものであり、本県の環境施策は同計画に沿って展開していくことになります。

平成23年10月には、東日本大震災による甚大な被害からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定しました。現在は、本計画に基づき県政を運営しているところですが、環境政策においては、計画の中で掲げる「持続可能な社会と環境保全の実現」を目指し、復興を図りながら環境基本計画で掲げる将来像を実現するための施策展開が必要になります。

宮城の豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、地球温暖化などの直面する課題に対応しつつ、環境の保全等の施策を幅広くかつ積極的に展開する必要があります。そこで、今後の施策の更なる拡充を図るため、平成23年度から「みやぎ環境税」を導入し、本県の良好な環境保全及び創造に資する環境施策をまとめた「みやぎグリーン戦略プラン」に基づく事業を開始しました。「みやぎ環境税」を活用し、自然エネルギー・省エネルギー設備の導入及び間伐等の森林整備などに対する支援を行っていきます。

一方、県自ら環境負荷削減に向けた取組として、「宮城県環境保全率先実行計画（第４期）」に基づき、事務事業の執行に伴い発生する環境負荷の削減（省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及びグリーン購入の推進等）に取り組んでいます。特に、平成23・24年度は、東日本大震災に起因する電力需給の逼迫を受け、一事業者の立場から、宮城県内の他事業者や家庭の模範となるよう節電を率先して実施しました。

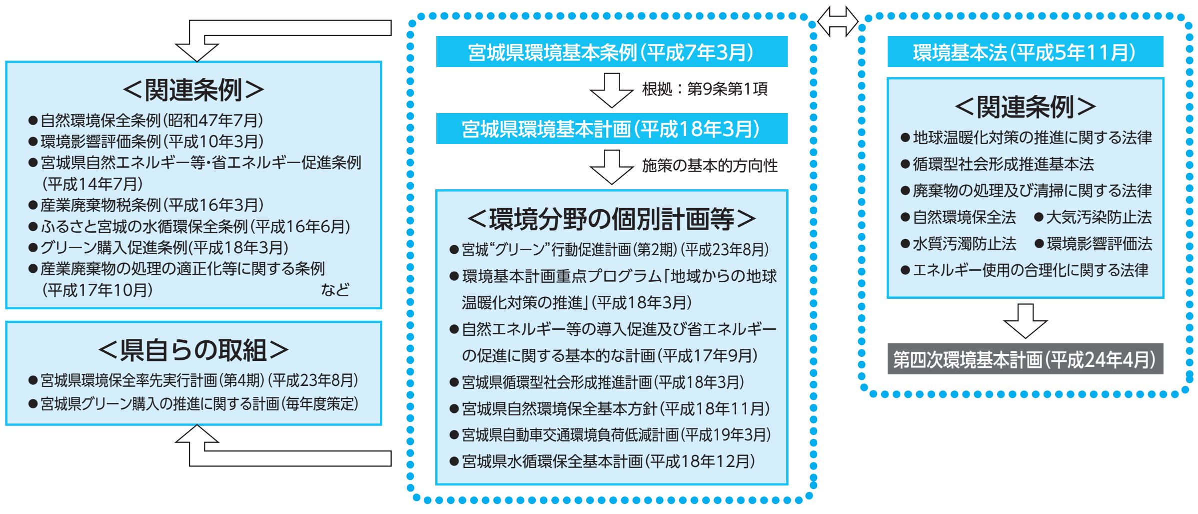

▲図1-1-1　宮城県の環境施策体系の相関図

～震災復興と持続可能な社会の実現に向けた宮城の取組～

震災を契機として、エネルギーの重要性と、その利用のあり方をはじめとした一人一人のライフスタイルのあり方が問い直される中、県では、復旧・復興を進めていく上で、環境と経済を両立させた「グリーンな復興」を目指して施策を展開していきます。

みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針について

「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定）で掲げた「再生可能エネルギーを活用したエコタウンの形成」の実現に向け、本県の再生可能エネルギーへの取組姿勢を明確にする指針として、平成24年６月に宮城県再生可能エネルギー推進本部において、「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を決定しました。

⑴　指針の位置づけ

「宮城の将来ビジョン」（平成19年３月策定）を踏まえ平成21年度に策定した「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」の基本コンセプトを受け継いだものであり、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき策定された「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の見直しまでの間、震災からの復興に向けて、再生可能エネルギーの導入促進を各主体の連携の下取り組めるプロジェクトを早急に進めるという姿勢を明確に示す指針として位置付けられるものです。

⑵　本県の地域特性と課題

再生可能エネルギーの活用は、地域の自然条件等の地域特性を十分考慮する必要がありますが、本県の地域特性としては、太陽光による安定した発電が期待できるとともに、製紙工場や合板工場でのバイオマス利用が進んでいるほか、風力、水力、地熱なども可能性があります。詳細については、以下のとおりです。

種類	宮城県の状況（○現況、●課題）
太　　陽　　光	○東北地方の中でも安定した発電が期待される。 ○導入量は増加傾向、今後も伸びが期待される。 ●住宅用の機器はいまなお高価。メガソーラーは広大な土地が必要。
バ　イ　オ　マ　ス	○以前から製紙・合板製造工場で利用されている。 ○廃食用油でも利活用が進んでいる（ＢＤＦ） ●林地残材など未利用資源の活用が課題となっている。
風　　　　力	○小型機器での数基の導入しか実績がない。 ●ポテンシャルが東北６県の中で最低となっている。 ●土地、道路、送電設備の確保、法規制に課題がある。
水　　　　力	○現在28カ所・総出力74MWであり、総じて規模が小さい。 ●適地は開発済みであり、今後大規模開発の見通しはない。 ●農業用水路の小規模水力発電において、今後の活用が期待される。
地　　　　熱	○鬼首地熱発電所１カ所のみがある。 ●各種規制があるほか、初期投資費用が大きい。 ●操業まで相当な時間を要すほか、温泉地との調整が必要である。

⑶　基本方針と推進プロジェクト

①　基本方針等

震災からの復興を果たすためには、本県の豊かな自然環境からの恩恵を最大限生かしていく必要があるほか、復興計画でも、被災地の復興にあたり、新たな都市基盤にクリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを積極的に推進することとしています。

指針では、こうした観点に立って、太陽光など自然がもたらす再生可能エネルギー源を地域の特性に応じて使い分けながら、地域産業の振興までも含めた「宮城の復興」を目指し、全ての場面において、可能なものから早急に再生可能エネルギーの導入促進に取り組むこととしています。

②　推進期間及び推進体制

「震災復興計画」の再生期の中間年である、平成27年度までを推進期間として、プロジェクトに取り組むこととしています。

③　推進プロジェクト

次の４つのプロジェクトにより推進していくこととしています。

イ　再生可能エネルギー大規模導入プロジェクト

特に県内への導入可能性が高いとされる太陽光発電に関し、自治体の庁舎や公民館、学校など、地域の防災拠点となる公共施設への設備導入を進めるとともに、遊休県有地や沿岸被災地などを大規模発電事業のフィールドとして積極的に活用して、太陽光発電の大規模な導入を進めます。

また、バイオマス、風力、小水力、地熱などについても、国や県の導入促進施策を有効に活用しながら、導入拡大に向けた取組を支援していきます。

ロ　住宅用太陽光発電普及加速化プロジェクト

住宅用太陽光発電設備は、住民に最も身近で、普及が進みつつある再生可能エネルギーの利用であり、環境への配慮のみならず、節電や防災の観点からも効果が見込めることから、設備導入の費用負担の支援を行うほか、災害公営住宅の屋上を活用した太陽光発電導入を進めるなど、県内住宅への太陽光発電設備導入を、加速化することとしています。

なお、県内企業が製造した機器の使用、製品の地産地消を促すための措置を検討します。

ハ　スマートシティ推進プロジェクト

県のみならず、被災市町においても、それぞれの震災復興計画の中で、「スマートシティ」や「エコタウン」の形成など、復興に向けたまちづくりへの再生可能エネルギーの導入を掲げています。県では、平成24年５月に設置した、被災市町と県とで構成する「みやぎスマートシティ連絡会議」を活用しながら、こうした取組を積極的に後押しし、市町の復興に向けたスマートシティ形成への取組を推進してまいります。

ニ　クリーンエネルギー産業集積プロジェクト

環境と経済の両立した真に豊かな富県宮城の実現に向け、県内での太陽光発電など再生可能エネルギーの大規模な導入やエコタウン・スマートシティ形成の動きに合わせ、その中核となりうる企業や関連するクリーンエネルギー産業の集積を目指し、積極的に工場や研究機関の企業誘致を行います。

また、新たなエネルギー技術開発や、企業との連携により人材の育成を図るほか、クリーンエネルギー関連分野での取引拡大に向けた取組を推進していきます。

⑷　今後の対応

昨年６月の指針策定後、平成24年度において、以下の取組を行ったところであり、今後も４つのプロジェクトを着実に進めながら、再生可能エネルギーの更なる普及拡大及び県経済産業の活性化を図っていくとともに、平成25年度内を目途に新たに策定する自然エネルギー等の基本的な計画に必要な施策を盛り込み、実効ある施策を推進していきます。

プロジェクト名	主な方針	具体的な取組状況
再生可能エネルギー大規模導入プロジェクト	地域防災拠点における太陽光発電設備の導入	・平成24年度　太陽光・蓄電池　29事業（主に設計業務） ・平成27年度まで約400施設への導入を予定
	事業者の新エネルギー設備導入への支援	・平成24年度　18件（0.4MW）に補助を実施
	県有施設・遊休県有地等でのメガソーラー事業	・県内２か所（農業高校跡地（名取市）・企業局管理地（白石市））公募実施、最優秀企画提案事業者の決定
	その他の導入事業	・農業用水の小水力は、平成24年度は県内３か所での状況調査及び大崎市内川地区の概略設計を実施 ・企業局仙南・仙塩広域水道の小水力発電は、平成25年内の着工
住宅用太陽光普及加速化プロジェクト	住宅用太陽光発電設備への補助	・平成24年度は、補助件数3,165件 ・平成25年度では、補助件数5,000件を予定
	災害公営住宅の屋根・屋上を活用した太陽光発電の導入	・平成25年度において、発電事業者への屋根貸しによる太陽光発電設備の導入について、実現可能性調査を実施予定
スマートシティ推進プロジェクト	みやぎスマートシティ連絡会議の設置	・連絡会議２回のほか、ワーキングや講演会等を７回開催 ・平成25年３月「みやぎスマートシティ連絡会議報告書」をとりまとめ
	スマートシティ（エコタウン）関連プロジェクトに対する支援	・平成25年度「再生可能エネルギーを活用したエコタウン形成に向けた民間活力可能性調査・検討事業」を実施予定
	事業者の新エネルギー設備への支援（再掲）	・平成24年度　18件（0.4MW）に補助を実施
クリーンエネルギー産業集積プロジェクト	クリーンエネルギー関連産業等の誘致	・県外企業等を中心に企業との情報交換を実施 平成24年度　延べ152社
	クリーンエネルギー関連産業の人材育成強化	・東松島市において、廃校を活用した太陽光発電専門校設立など民間での取組
	クリーンエネルギー関連研究開発の推進	・平成24年度実績　実用化２件、共同開発２件

みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針 概要図

未曾有の災害からの復興のため、各主体との連携の下に、取り組めるプロジェクトを早急に進めるという姿勢を明確にした指針

背景

■ 東日本大震災による甚大な被害

■ 震災で再生可能エネルギーの重要性を再認識

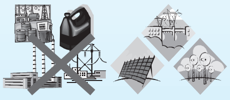

■ 県や被災市町の震災復興計画に「エコタウンの形成」

再生可能エネルギーの普及を進め、関連企業の集積を図ることが、復興に向けた重要課題

基本方針 ～自然の恵みを復興の礎に～

自然がもたらす再生可能エネルギー源を地域の特性に応じて使い分けながら、地域産業までも含めた「宮城の復興」を目指す。

推進期間

平成27年度まで

推進プロジェクト

① 再生可能エネルギー大規模導入プロジェクト

□地域防災拠点における太陽光発電設備の導入
□事業所の新エネルギー設備導入への支援
○県有施設、遊休県有地、沿岸被災地等でのメガソーラー事業の展開
○バイオマスの新たな利活用推進計画の策定
○風力、小水力、地熱エネルギー等の利活用に向けた調査、検討
○特区制度の活用に向けた検討

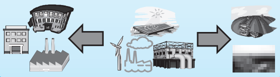

② 住宅用太陽光発電普及加速化プロジェクト

□住宅用太陽光発電設備への補助
○災害公営住宅の屋上を活用した太陽光発電の導入
○クリーンエネルギー関連製品の地産地消の推進
○初期負担軽減等のための新たなシステムの導入検討

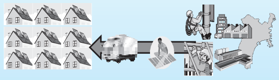

③ スマートシティ推進プロジェクト

□みやぎスマートシティ連絡会議の設置
□スマートシティ(エコタウン)関連プロジェクトに対する支援
□事業所への新エネルギー設備導入への支援(再掲)

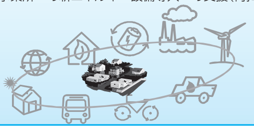

④ クリーンエネルギー産業集積プロジェクト

□クリーンエネルギー関連産業等の誘致
○クリーンエネルギー関連産業の人材育成の強化
○クリーンエネルギー関連産業の取引拡大
○クリーンエネルギー関連研究開発の推進

推進体制

□県は、市町村、地元関連企業（進出企業を含む）、大学等と連携し、プロジェクトを推進する。
□知事を本部長とする「宮城県再生可能エネルギー推進本部」において、プロジェクトの進行管理を行う。

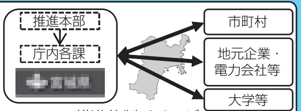

推進体制イメージ

■ 再生可能エネルギー普及の取組を加速

■ 着実な復興への歩み

①環境に配慮したまちづくりの推進
②復興住宅における太陽光発電の全戸整備
③スマートグリッドやコージェネレーションによる先進的な地域づくり
④次代を担う新たな産業の集積・振興

出典：経済産業省「新エネ百選」

環境と経済が両立する宮城の実現

第２章　環境基本計画の進捗状況

第１節　環境基本計画施策体系

1　環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

県内の各主体が連携し、及び協働して、宮城の環境をより良くしていくためには、本計画の目標とする将来像がすべての主体の共通の認識となることが必要です。本計画の目指す将来像は、第一に、「現在の環境に関する課題が解決されているとともに、本県の優れた自然環境等が確実に維持され、及び保全されている人と自然が共生する豊かで美しい県土」とし、第二に、「このような県土の実現から地球全体で取り組むべき地球環境問題並びに資源及びエネルギー問題の対策までも含めた『持続可能な社会』の実現に向けて、すべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

本計画では、この将来像の実現に向け、主要な課題を戦略的に推進するため、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」と各分野毎の５つの重要プログラムを掲げ、それぞれ計画を定めて総合的・計画的に推進していくこととします。

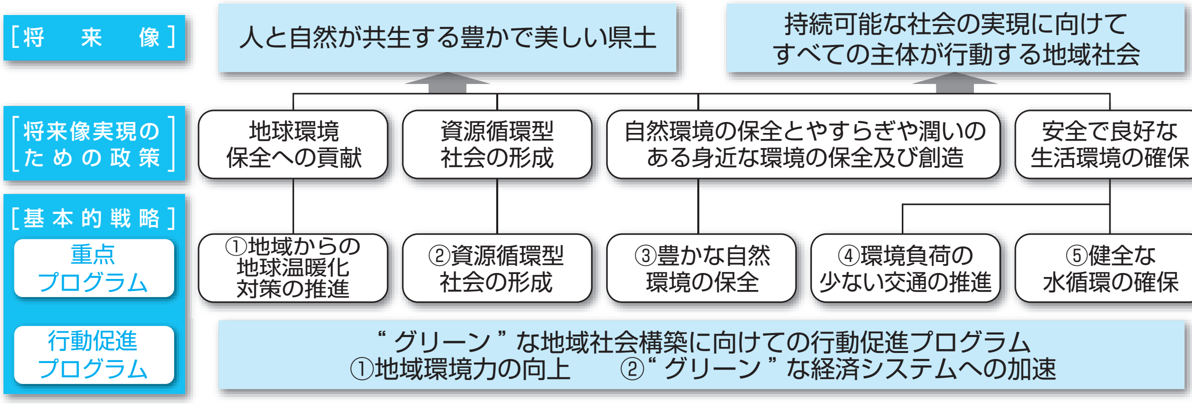

▲図1-2-1-1　環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

2　将来像実現のための政策と施策項目

環境基本計画の目標とする将来像を実現するため、４つの環境分野の政策ごとに施策項目を掲げ、これに沿って体系的な施策を展開しています。

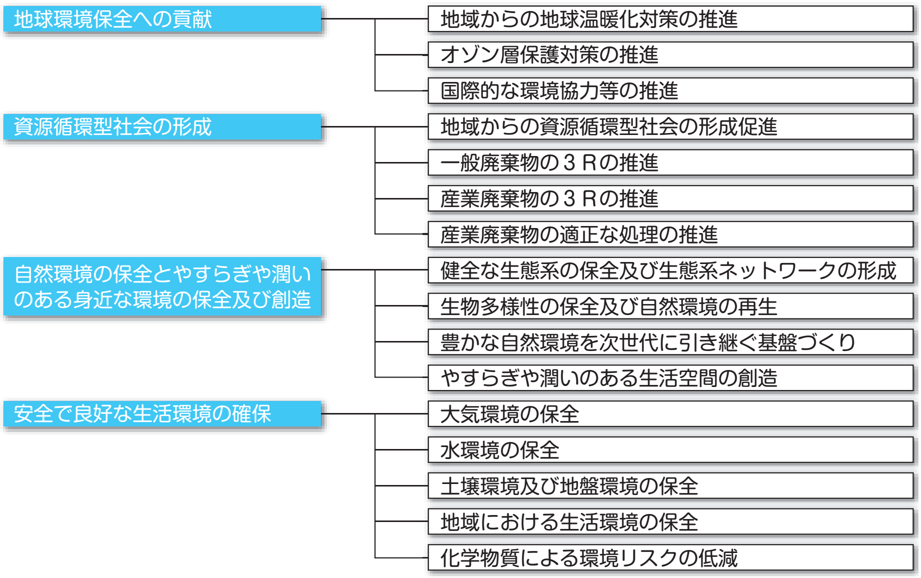

▲図1-2-1-2　環境基本計画の将来像実現のための政策と施策項目

第２節　環境基本計画の進捗状況の点検評価

1　総合的評価

(1)　環境基本計画の基本的事項

①　計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有しています。

また、「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」や「循環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定しており、地球温暖化対策や資源循環型社会形成などの個々の分野の具体的な目標や施策は、これらの個別計画において定めることになり、各個別計画は、基本計画の実施計画となるものです。

②　計画期間

平成18年度から平成27年度まで

③　施策の基本的戦略

将来像実現のため、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」及び「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、具体的目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進するものです。

▼表1-2-2-1　将来像実現のための基本的戦略とプログラム分野ごとの個別計画

宮城県環境基本計画		
基本的戦略	Ⅰ　グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	
	■　地域環境力の向上 ■　グリーンな経済システムへの加速	1　宮城“グリーン”行動促進計画
	Ⅱ　各分野に関する重点プログラム	
	●　地域からの地球温暖化対策の推進	2　環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」※ 3　自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画
	●　資源循環型社会の形成	4　宮城県循環型社会形成推進計画
	●　豊かな自然環境の保全	5　宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
	●　環境負荷の少ない交通の推進	6　宮城県自動車交通環境負荷低減計画
	●　健全な水循環の確保	7　宮城県水循環保全基本計画及び流域別計画

※　環境基本計画の個別計画である「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」が平成22年度で計画の目標年を迎え、新たな地域温暖化対策実行計画を平成22年度中に策定する予定でしたが、東日本大震災により、原子力発電等の国のエネルギー施策の大幅な見直しが必要であること等を考慮し、当面の間、計画策定が延期されました。よって、新計画が策定されるまで、環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」により進行管理しています。

(2)　平成24年度における点検評価結果

本計画に掲げる各個別計画は、計画の目標を達成するため、各種指標による目標値を設定し、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこととしており、「当該年度に達成すべき目標値等」に対する「指標の現況値」の状況を示す「達成度」及び「前年度実績値」からの改善度により評価を行いました。

その結果、測定可能な直近年度において、管理指標19項目のうち、９項目で「当該年度に達成すべき目標値等」を達成しています。

なお、本計画は、環境マネジメントシステム（右図参照）の考え方に基づき、進行管理を実施しています。

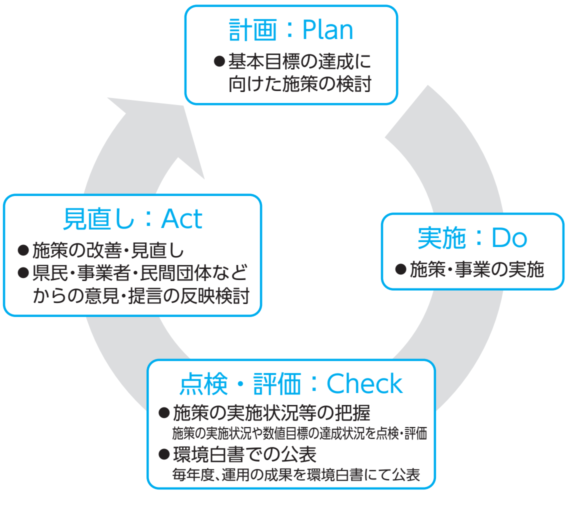

▲図1-2-2-1　環境マネジメントシステムに基づく計画の推進イメージ

▼表1-2-2-2　各個別計画の管理指標の目標値達成状況

基本的戦略	計画番号	個別計画	管理指標	目標達成状況※1	平成24年度において講じた主な施策※3
Ⅰ　グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	1	宮城"グリーン"行動促進計画	環境配慮行動宣言登録件数：みやぎｅ行動（eco do!）宣言登録者数（人）	☁	みやぎｅ行動（eco do!）宣言の普及拡大のため、以下の取組を実施した。 ・みやぎｅ行動（eco do!）出前講座を行った。 ⇒県内小学生1,320人を対象に実施した。 ・住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度とのタイアップによる普及拡大活動の実施した。
			環境配慮行動宣言登録件数：みやぎｅ行動（eco do!）宣言登録事業者数（件）	☁	
			環境マネジメントシステム構築事業者数（件）	☀	
Ⅱ　各分野に関する重点プログラム					
地域からの温暖化対策の推進	2	環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」※4	－	－	・「みやぎ環境税」の活用により太陽光発電設備やその他省エネルギー設備の導入費用の一部を支援した。
	3	宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	県内における自然エネルギー等の導入量（原油換算　千kl）	☂	
資源循環型社会の形成	4	宮城県循環型社会形成推進計画	１人１日当たりごみ排出量（g／人・日）※2	☂	・「資源循環コーディネーター」による企業訪問活動を実施した。 ・「宮城県グリーン製品」の認定と利用拡大に向けた取組を実施した。 ・産業廃棄物税を活用した３Ｒ促進のための設備整備や研究開発に対する支援を行った。 ・産廃Ｇメンによるパトロールを実施した ・不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発活動を行った。
			一般廃棄物リサイクル率（%）※2	☂	
			一般廃棄物最終処分率（%）※2	☂	
			産業廃棄物排出量（千t／年）※2	☀	
			産業廃棄物リサイクル率（%）※2	☀	
			産業廃棄物最終処分率（%）※2	☂	
豊かな自然環境の保全	5	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合（%）	☀	・震災により生息状況が激変した貴重な動植物の学術調査を行った。 ・第11次鳥獣保護事業計画の策定及び特定鳥獣保護管理計画の改訂を行うなど、野生生物保護対策を推進した。
環境負荷の少ない交通の推進	6	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率（%）	☀	・県自らが率先して低公害車を導入するなど低公害車の普及を促進した。 ・第３セクター鉄道事業に対する補助等をはじめ自動車交通量の低減に資する取組を支援した。 ・エコドライブに関する普及啓発を実施した。
			浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率（%）※2	☀	
			自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率（%）※2	☁	
			自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率（%）	☂	
健全な水循環の確保	7	宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画	清らかな流れ（点）	☂	・概要版パンフレットの作成・配布による計画の周知活動及び講演会を開催して計画実施主体への啓発活動等を行った。
			豊かな流れ（点）※2	☀	
			安全な流れ（点）	☀	
			豊かな生態系（点）※2	☀	

※１　目標達成状況におけるマークの意味は以下のとおりです。

☀：年度目標を達成した項目

☁：年度目標は未達成であるが、前年度数値から改善している項目

☂：年度目標は未達成であり、かつ前年度数値を改善できなかった項目

なお、年度ごとの達成目標値を設定していない場合においてもその進捗を確認するため、各計画策定時の現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した場合の目安として年度ごとの目標値を算出し、確認しています。

※２　平成23年度における目標達成状況を示しています。（平成23年度が「測定可能な直近年度」となっています。）

※３　具体的な内容は、第２節２から７における「平成24年度に講じた施策」の中で示しています。

※４　環境基本計画の個別計画である「"脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画」により進行管理しており、新たな地域温暖化対策実行計画を平成22年度中に策定する予定でしたが、東日本大震災により、原子力発電等の国のエネルギー施策の大幅な見直しが必要であること等を考慮し、当面の間、計画の策定が延期されました。新計画が策定されるまで、環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」により進行管理しています。なお、管理指標は設定していません。

(3)　平成24年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

今日の環境問題は、解決すべき課題に対応した多様な施策手段を適切に活用するとともに、最適な組合せで施策を展開することが必要です。

また、県民及び事業者等のすべての主体の中に環境への配慮が織り込まれ、継続的に環境保全への取組の改善を図っていく仕組みの構築に向けた施策が重要となります。

そこで、県自らも県有施設のスマート化や、県内事業者から創出される環境価値に対する国内クレジットやカーボン・オフセット事業等を率先垂範することにより、事業者等を牽引していかなければなりません。

平成23年度から、地球温暖化をはじめとした喫緊の環境問題への対応と、本県の豊かな環境を守ることを目的に、「みやぎ環境税」を活用した施策展開が始まりました。東日本大震災に対する復旧・復興に配慮し、平成24年度は「自然エネルギー普及の加速化・省エネルギー対策の推進」と「生活基盤の再建と災害に強い県土づくり」という視点を盛り込み、宮城の将来像の実現に向けた事業を実施しました。

また、震災以降の本県の状況を踏まえた新たな「地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、同計画の実施計画として位置付けられる「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」においても新たな目標値を設定し、県内における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組と再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進を進めていきます。

再生可能エネルギー等の中でも、住宅用太陽光発電システムは、県民に最も身近で普及が進みつつあるエネルギーであり、環境への配慮のみならず、節電や防災の観点からも効果が見込めることから、県内住宅への太陽光発電システムの導入を加速させます。

さらに、震災からの復興に向かう中で、県民及び事業者における環境配慮行動の促進及び定着は、基本計画で掲げる将来像である「持続可能な社会の実現」の観点から必須であり、インセンティブを付与する施策を展開します。

2　“グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

～宮城“グリーン”行動促進計画～

(1)　計画の概要

①　位置付け・役割

地球温暖化対策をはじめとした環境分野全体を「行動促進」という観点で捉えた計画であり、環境基本計画に基づく「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」を推進するための実施計画として位置付けられています。

②　施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な行動について、一人一人の個別の行動促進対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動ができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革（地域環境力※1の向上及びグリーンな経済システム※2への加速）を目指すものです。

※1　地域環境力：
地域における各主体のより良い環境、より良い地域を創っていこうとする意識・能力の高まり
※2　グリーンな経済システム：
環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者が市場において適切に評価されること

③　計画期間

平成23年度から平成27年度まで

(2)　平成24年度における点検評価結果

①　計画の基本目標

「豊かな社会構築に進む中で、一人一人の行動により県内の環境負荷を減らす」こととして、数値目標を設定しています。

②　数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、平成24年度の状況は次のとおりでした。

▼表1-2-2-3　宮城“グリーン”行動促進計画の指標値の達成状況

管理指標		目標値(平成27年度末)	実績値
環境配慮行動宣言登録件数	みやぎｅ行動(eco do!)宣言登録者数※1	40,000人	22,610人
	みやぎｅ行動(eco do!)宣言登録事業者数※2	700事業所	366事業所
環境マネジメントシステム構築事業者数		800事業所	711事業所

※1　県民向けの「わたしのｅ行動(eco do!)宣言」があります。
※2　事業者向けの「わが社のｅ行動(eco do!)宣言」があります。

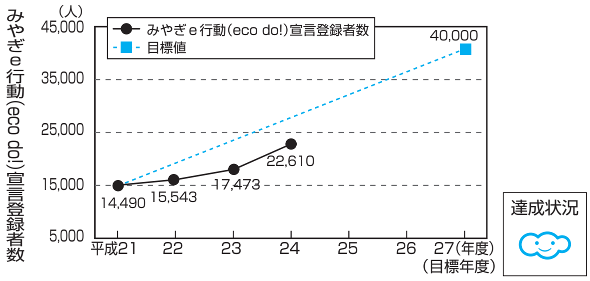

▲図1-2-2-2　環境配慮行動宣言（みやぎｅ行動（eco do!）宣言）登録者数の推移

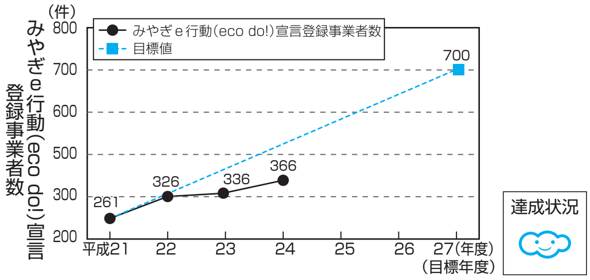

▲図1-2-2-3　環境配慮行動宣言（みやぎｅ行動（eco do!）宣言）登録者事業者数の推移

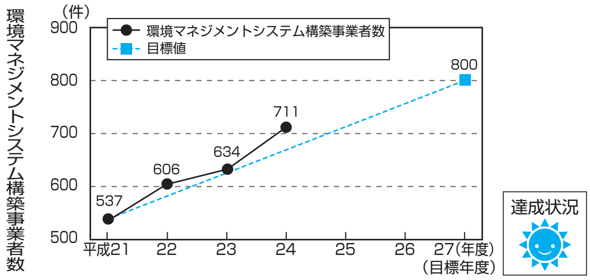

▲図1-2-2-4　環境マネジメントシステム構築事業者数の推移

環境配慮行動宣言登録件数は、目標値に達していないものの、みやぎe行動（eco do!）宣言登録者数については昨年度実績と比べて12.4％増加しました。

また、環境マネジメントシステム構築事業者数は、年度目標をわずかに上回り、目標達成に向け順調に推移しています。

③　平成24年度に講じた施策

ア　地域環境力の向上を目指した取組

平成23年度から小学生を対象に始めた「みやぎｅ行動（eco do!）出前講座」における普及啓発や、住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度とのタイアップにより、みやぎe行動（eco do!）宣言登録の促進に努め、環境配慮行動の家庭や地域への拡大を図りました。

- **みやぎｅ行動（eco do!）出前講座**
  対象：県内小学校３～６年生1,320人（1,320件の宣言登録）
- **住宅用太陽光発電システム補助者へのｅ行動（eco do!）喚起**
  3,165件の宣言登録

イ　グリーンな経済システムへの加速を目指した取組

企業や団体等と情報交換を行い、「わが社のe行動（eco do!）宣言手引書」を配布するなど、事業者への環境配慮経営の普及促進を図りました。

（※ア、イの詳細は第３部第１章及び第５章に記載しています。）

④　現状及び課題

本計画の基本目標を達成させるためには、日常生活及び事業活動の変革が重要であることを踏まえ、平成23年度から新たな指標で進捗状況を管理しています。

本計画の指標のうち、環境マネジメントシステム構築事業者数は、目標値に向かって順調に推移しており、事業活動における環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の広がりが期待できます。

一方、環境配慮行動宣言（みやぎe行動（eco do!）宣言）登録件数は、目標値に届きませんでした。

⑤　今後の施策の方向性

日常生活及び事業活動を環境に配慮したものにしていくためには、環境と地域活動と経済がそれぞれ相互に関連し合い、向上していくような地域社会に変えていくことが重要です。

近年、環境意識の高まりから、道路や河川等での環境保全活動への取組や、企業の社会的責任の一環として植林活動に参加する事業者が増加しており、社会との関連性が芽生えつつあります。この関連性をさらに高めるためには、県民、事業者、行政といった各主体一人一人が地域及び地球環境問題について自ら気付き、考え、行動することが重要です。

環境と経済の観点では、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、環境配慮製品や環境配慮経営を実践している事業者を選択することで、環境性能に優れた技術及び製品の開発を促進し、環境と経済が両立した持続可能な社会の構築に向かうことができます。

本計画で掲げる目標達成に向け、各主体一人一人が参画できる機会や場となる各種施策を実施するとともに、主体一人一人の意識的な参画を促す「環境配慮行動宣言（みやぎe行動(eco do!)宣言）登録」と「環境マネジメントシステム」を普及していきます。

３　地域からの地球温暖化対策の推進

～環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」～

⑴　計画の概要

①　位置付け・役割

環境基本計画の個別計画である「“脱･二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」は、地域レベルから地球温暖化対策を積極的に推進するため、県としての温室効果ガス削減目標、県民・事業者・行政の各主体に求められる役割・責務等を明らかにするとともに、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成に向けた県の推進方策等を示すものでした。

同計画は平成22年度を目標年度としており、新たな計画見直し作業を進めていましたが、東日本大震災の影響により新たな計画の策定が困難となったことから、上位計画である環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」に基づき、総合的な推進を図っています。

②　施策展開の考え方

以下４つを重点的に推進し、多様な政策手法を組み合わせて用いることで、より実効性の高い温室効果ガスの排出削減を総合的かつ計画的に推進します

- “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業
- 自然エネルギー等の導入促進
- 省エネルギーの促進
- 二酸化炭素吸収源対策

③　計画期間

平成18年４月から平成28年３月まで（環境基本計画による計画期間）

⑵　平成24年度における点検評価結果

①　計画の基本目標

京都議定書の目標達成に向けた枠組みの中、これまでのエネルギー多消費型の生活様式及び社会システムを見直し、地域からの取組を積極的に推進し、地球温暖化防止に県民運動として取り組む社会の実現を図ります。（環境基本計画における「地域からの地球温暖化対策の推進」に係るプログラム目標）

②　数値目標に係る指標値の状況

環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」においては、管理指標を設定していません。

③　平成24年度に講じた施策

- 地球温暖化対策推進法第23条の規定に基づき、知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員への活動支援等（推進員を対象とした研修会を開催し、地球温暖化防止に係る各種情報を提供するもの。）を行いました。
- 住宅用太陽光発電システム設置者や事業所へ新エネルギー設備を導入する事業者に、その経費の一部を補助することで、県内での新エネルギー設備の導入を促進しました。
- 緊急時に避難所等として使用される公共施設へ再生可能エネルギー設備と、停電時にも必要最小限度の電力が供給できる蓄電池を導入する市町村等に対して支援を行いました。
- 民間事業所へ省エネ設備を導入する事業者に対する補助を実施し、地球温暖化対策の推進に努めました。
- 「みやぎ環境税」を財源として、市町村が実施する地域の良好な環境の保全・創造に資する事業に要する経費に対し、交付金を交付し、市町村の取組を支援しました。
- 地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の吸収源対策として、造林未済地への植林や若齢林に対する間伐を実施した森林所有者等に対して補助を行いました。

④　平成24年度点検評価を踏まえた課題

震災により国のエネルギー政策が大幅に見直される情勢であること、人口、世帯数及び自動車保有台数等本県の基礎データに変更が生じていることなどから、震災後のデータを踏まえた計画策定が必要です。

⑶　「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」の評価と今後の方向性

①　県内の温室効果ガス排出量について

「“脱･二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」では、県内の温室効果ガス排出量について、目標年次である平成22年度において18,585千ｔ－CO_2（一人当たり7.36t／CO_2）に削減することとしています。

宮城県内の温室効果ガス排出量の推移をみると、基準年次である1990年度以降、排出量は増加傾向にあり、２割程度上回る状態が続いていまし

たが、2005年度の21,798千ｔ（一人当たり9.24ｔ／CO_2）をピークに減少傾向となっています。

排出量の内訳を見ると、産業部門をはじめ、総じて減少傾向にありますが、民生部門では排出量が増加傾向にあり、排出量全体に占める割合は４割となっています。

2010年度における温室効果ガス排出量は、19,274千ｔ－CO_2（一人当たり8.21t／CO_2）となり、目標数値よりも約４％多い排出量となりました。

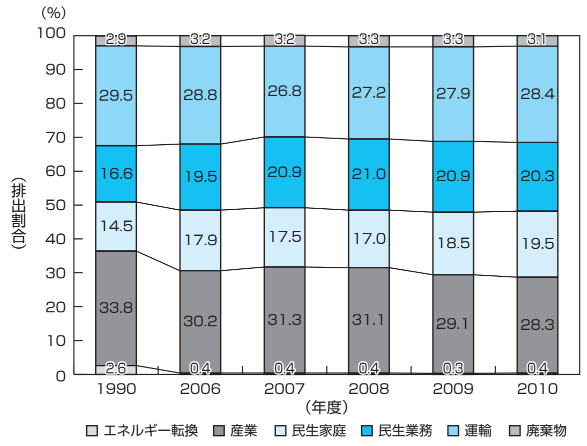

▲県内の温室効果ガス排出量の内訳

② 計画の評価について

県では、「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」を策定し、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する設備の導入補助など化石燃料由来エネルギーの消費縮減や間伐・植林による森林の保全に努めるほか、「『ダメだっちゃ温暖化』宮城県民会議」による各団体と連携した取組を実施するなど、地球温暖化対策を地域全体の仕組みとして機能させることにより、実践的な展開を図ってきました。

しかしながら、事務所等の延床面積の増加や省エネルギー性能の向上を上回る速度での家電製品の普及など、民生部門における排出量の増加が影響し、目標達成には至りませんでした。

震災に伴う社会経済活動の減少に伴い、排出量は一時的に減少していますが、復興需要の本格化などにより、県内の排出量は今後増加することが見込まれます。

震災復興の取組と併せて、地球温暖化の課題を解決するためには、家庭、事業所における一人一人の取組が重要であることから、地域における取組の拡大を図ることが必要であると考えられます。

③ 今後の施策展開の方向性

「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」は、京都議定書及び京都議定書目標達成計画に対応した計画でしたが、東日本大震災や原発事故を踏まえた国のエネルギー政策の動向や再生可能エネルギー導入に対する機運の高まりを考慮しつつ、新たな計画を平成25年度内に策定できるよう作業を進めております。

当面、温室効果ガス排出量削減に向け、県民・事業者・市町村等の各主体との連携協力により各種対策に取り組むほか、みやぎ環境税を活用し、地球温暖化防止に向けた施策を展開していきます。

～自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

環境基本計画の地球環境保全及び「“脱·二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」の重点的推進対策である新エネルギー導入促進と省エネルギー促進の実施計画として位置付けられています。

また、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進の必要性と可能性を示すことで、県民、事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、その実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図ります。

② 施策展開の考え方

本県における将来のエネルギー消費量の推計や京都議定書目標達成に向けた民生・産業・運輸各部門での施策、事業者としての県自らの率先的な取組等を体系的に整理し、次の施策を重点プロジェクトと位置付けて展開します。

- 住宅の省エネルギー促進プロジェクト
- “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業
- クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェクト
- 再生可能エネルギー促進プロジェクト

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成24年度における点検評価

① 計画の基本目標

化石燃料に由来するエネルギー消費量の削減に当たっては、各目標年において、削減必要量の

10％以上を自然エネルギー等の導入により達成し、併せて省エネルギーの促進により削減目標量の達成を目指しています。具体的には、原油換算での自然エネルギー等の導入量として、平成27年度に834.3千kLを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成24年度の自然エネルギー等の導入量をみると、原油換算で584.4千kLとなっています。東日本大震災によりバイオマスボイラーが被災し、一部が使用中止となったことから、目標を下回る結果となりました。一方、太陽光発電システムの導入が大幅に進んだことなどもあり、平成23年度に比較して7.3千kLの増加となっております。

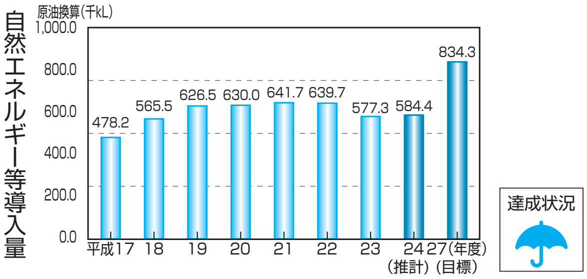

▲図1-2-2-5　自然エネルギー等導入の目標及び実績

③ 平成24年度に講じた施策

ア　みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針の策定

宮城県再生可能エネルギー導入推進本部を設置して「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、全庁を挙げて再生可能エネルギーの導入推進に取り組んでいます。

イ　新たな基本計画の策定

震災後の状況を踏まえ、本計画をゼロベースで見直すべく、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会に対し諮問を行いました。

ウ　自然エネルギー等・省エネルギー設備の導入支援

住宅用及び事業所用の太陽光発電設備やLED照明等の設備導入に対し補助を行いました。

エ　普及啓発事業の実施

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞の公募・審査を行いました。

（※上記ア～イの詳細は、第３部第１章に記載しています。）

④ 平成24年度点検評価を踏まえた課題

自然エネルギー等の導入量について、平成24年度実績では584.4千kLであり、平成27年度目標に対する達成率は約70%でした。その要因としては、技術開発のスピードやコスト低減幅などが計画策定時の想定に至らなかったことのほか、東日本大震災によりバイオマス利用施設の一部が被災したことなどが挙げられます。

⑤ 今後の施策展開の方向性

この計画の上位計画であり、温暖化対策の実行計画である「“脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画」を東日本大震災の影響を踏まえ新たに策定する予定であり、本計画においても、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の意見を踏まえながら、引き続き計画の改訂作業を進めていきます。

また、平成23年度から導入した「みやぎ環境税」を活用しながら、可能な限り再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を進めていきます。

4　資源循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1)　計画の概要

①　位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づく地域における循環型社会形成推進基本計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。「廃棄物処理法」という。）に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定した計画であり、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

②　施策展開の考え方

「循環型社会の形成～意識から行動へ～」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、課題の大きい廃棄物等に係る個別対策が必要であることから、以下の基本方針を掲げ、廃棄物の適正処理の推進も含めた施策を展開していくこととしています。

【基本方針】
- すべての主体の行動の促進
- 循環型社会を支える基盤の充実
- 循環資源(廃棄物等)の３Rの推進

③　計画期間

平成18年度から平成27年度まで
（中間目標年度：平成22年度）

(2)　平成24年度における点検評価結果

①　計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の最終目標年度である平成27年度の基本目標値を次のとおり定めています。

・一般廃棄物

県民1人1日当たりのごみ排出量	930ｇ／人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

・産業廃棄物

排出量	11,450千ｔ／年
リサイクル率	31%
最終処分率	１%

②　数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る平成22年度（中間目標年度）の指標値は下記のとおりですが、一部の指標では平成23年度の実績値が最終目標年度である平成27年度の目標値に既に達しています。

・一般廃棄物

	平成22年度 (中間目標年度)の目標値	実績値
県民１人１日当たりのごみ排出量	1,000ｇ／人･日	1,050ｇ／人･日
リサイクル率	30%	24.3%
最終処分率	12%	15.8%

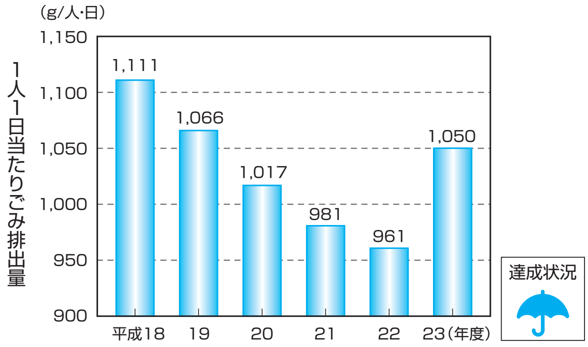

▲図1-2-2-6　１人１日当たりごみ排出量（注）の推移

（注）　ごみ総排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量
※　平成20年度の排出量は、岩手・宮城内陸地震による災害廃棄物を除いています。また、平成22年度及び平成23年度の排出量は、東日本大震災による災害廃棄物を除いています。

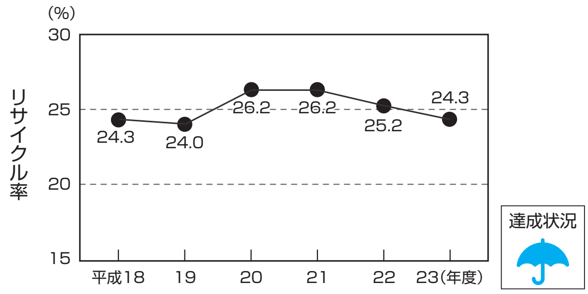

▲図1-2-2-7　リサイクル率の推移

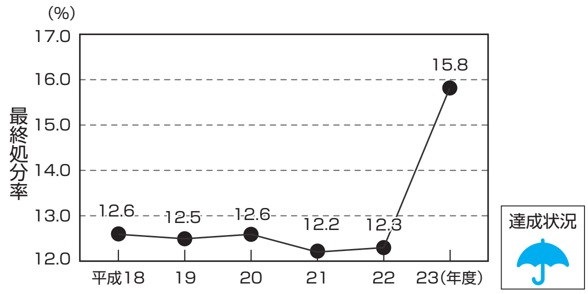

▲図1-2-2-8　最終処分率の推移

・産業廃棄物

	平成22年度 (中間目標年度)の目標値	実績値
排出量	11,971千ｔ／年	9,958千ｔ／年
リサイクル率	31%	42.1%
最終処分率	２%	2.2%

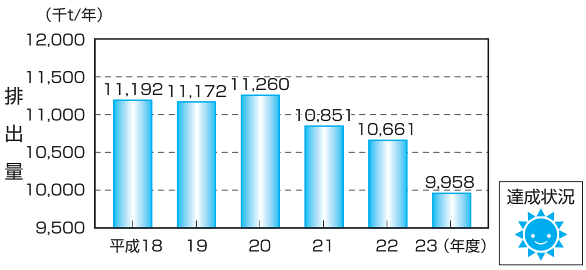

▲図1-2-2-9　排出量の推移

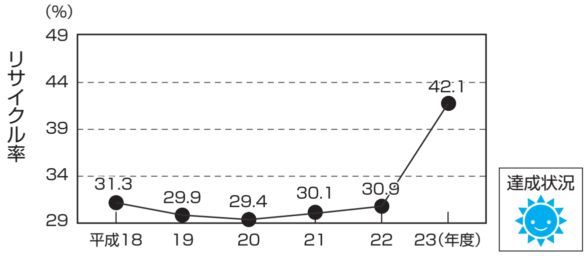

▲図1-2-2-10　リサイクル率の推移

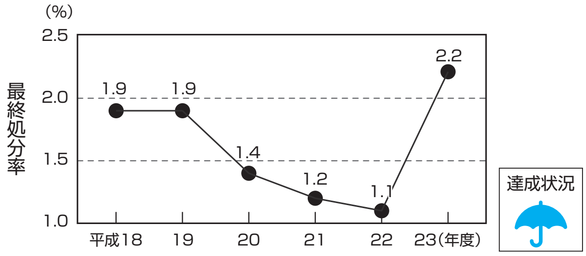

▲図1-2-2-11　最終処分率の推移

③　平成24年度に講じた施策

- 県民・事業者の廃棄物の３Ｒに対する意識の醸成を図るため、啓発活動を実施しました。
- 県内企業の３Ｒの取組を支援するため「資源循環コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の３Ｒを促進するための設備整備に対する費用助成や、事業者が連携してリサイクルの仕組みを構築するための費用助成を行いました。
- 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応を実施しました。
- 不適正処理の未然防止を強化するために、事業者等へ廃棄物処理制度に関する講習会を実施したほか、財政基盤の脆弱性を理由とする不適正事案を未然に防止するため、事業者の財務状況を把握する等の指導強化事業を実施しました。

（※詳細は第３部第２章に記載しています。）

④　平成24年度点検評価結果を踏まえた課題

震災等の影響により停滞していた経済活動が活発になることにより、産業廃棄物の排出量の増加が見込まれるため、被災した中間処理施設の復旧支援を引き続き進める必要があります。

また、震災の影響により一般廃棄物の発生量が増加しており、県民の３Rに対する意識の啓発や市町村の取組の支援を継続する必要があります。

⑤　今後の施策展開の方向性

計画の基本理念及び基本方針に基づき、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源（廃棄物等）の３Ｒの推進」及び「廃棄物の適正処理の推進」に関し、より有効な手段を組み合わせて施策を展開していきます。

具体的には、「みやぎ産業廃棄物３R等推進設備事業」などの産業廃棄物発生抑制及び再生資源化等の活用を促進するため、環境関連企業に対してさらなる啓発・支援を行い、循環型社会の実現を目指します。

さらに、「３R推進ラジオCM」などの普及啓発や市町村３R連絡会議の開催などの市町村の３R施策充実を目的とした「市町村３R連携事業」などを活用し、課題解決に向けた事業を進める市町村を支援していきます。

5　豊かな自然環境の保全

～宮城県自然環境保全基本方針及び関係計画～

(1)　基本方針の概要

①　基本方針の位置付け及び役割

宮城県自然環境保全基本方針は、「自然環境保全条例」（昭和47年条例第25号）に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

②　施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において、次の３つの基本目標を掲げ、それぞれについて、各種計画・事業により実現を図っていきます。

【３つの基本目標】
- 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）
- 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）
- 豊な自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）

(2)　平成24年度における点検評価結果

①　基本方針における基本目標

３つの基本目標のうち、「場の確保」に関する「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」について数値目標を設定し、平成27年度において現状維持の26％とすることを目標としています。

②　数値目標に係る指標値の状況

平成24年度は、昨年度と同様に26.06％となっており、数値目標である26％を達成しています。

▼表1-2-2-4　県土面積に占める割合の変遷　　面積単位：ha

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	
県自然環境保全地域面積	7,815	7,817	7,817	7,817	8,572	8,572	8,572	8,572	
緑地環境保全地域面積	10,092	10,092	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	
合計（Ａ）	189,106	189,108	189,117	189,117	189,872	189,872	189,872	189,872	
県土面積（Ｂ）	728,560	728,573	728,573	728,573	728,575	728,575	728,575	728,575	達成状況
Ａ／Ｂ（％）	25.96	25.96	25.96	25.96	26.06	26.06	26.06	26.06	

③　平成24年度に講じた施策

ア　健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）を目指した取組

「豊かなみどり空間の保全・創出」として、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるため、活用できる里山林の紹介と斡旋を実施しました。

イ　生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取組

- 種の安定的な存続と農業等被害の抑制という鳥獣保護管理の考え方に基づき、第11次鳥獣保護事業計画の策定、及びニホンザル・ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシの各特定鳥獣保護管理計画の見直しを実施しました。
- 伊豆沼・内沼自然再生推進事業では、自然再生事業実施計画に基づき、沈水植物の増殖・移植、導水実験等及びモニタリング調査を実施しました。

ウ　豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取組

山岳指導員による自然保護思想等の普及啓発を実施しました。

（※ア～ウの詳細は、第３部第３章に記載しています。）

④　平成24年度点検評価を踏まえた課題

- 防災集団移転促進事業（高台移転）や海岸保全施設等の復旧工事の箇所が自然公園区域や地域森林計画対象民有林の所在地域である場合は、自然と早期復興との調和を図りつつ、各種特例措置の適用及び許可等の判断を迅速

かつ適正に行っていく必要があります。

　また、復旧工事に必要な土石採取やソーラー発電などの再生可能エネルギー関連施設の設置等のさらなる増加が見込まれることから、情報収集に努め、適切かつ迅速に対応していく必要があります。

- 震災によって自然環境が大きく変容した沿岸地域について、継続して学術調査を実施するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより本県の生物多様性の保全を図っていく必要が豊かなみどり空間の保全・創出においては、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるために、活動の場となる適地を掘り起こし、計画的に事業展開していく必要があります。
- 国のグリーン復興プロジェクトを支えるソフトや人的体制整備に着手していく必要があります。

　また、今年11月に本県で開催される「第1回アジア国立公園会議」などあらゆる機会をとらえ、本県の豊かな自然環境や自然環境を切り口とした復興について内外に発信する必要があります。

- 農作物被害等をもたらす野生鳥獣の個体数増加・生息域拡大が進む一方で、狩猟者の減少と高齢化及び原発事故による放射性物質の影響を受け狩猟件数が減少していることから、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき、引き続き野生鳥獣の適切な保護管理の推進、担い手確保に取り組む必要があります。
- 被災者の心のケアや体力向上のため、自然と触れ合う機会や自然環境について学ぶ機会を増やし、自然を正しく理解し大切にする人づくりを積極的に推進していく必要があります。

⑤　今後の施策展開の方向性

　被災市町と十分に調整を行いながら、引き続き自然と復興事業との調和を図りつつ、各種特例措置の適用及び許可等の可否の判断を迅速かつ適正に行います。

　また、開発行為の指導に当たっては、事業者にも制度等について分かりやすく説明しながら、引き続き、適切かつ迅速な対応に努めて行きます。

　被災した沿岸域における適正な自然環境保護体制を確保するとともに、伊豆沼・内沼の自然再生事業の充実を図るほか、本県の生物多様性の保全を図ります。

　また、蕪栗沼や化女沼のラムサール条約登録湿地の保護と自然環境保全の啓発に向けた活用を図ります。

　自然公園、トレイル、里山・森林等の自然を護り活かす体制整備を図るため、人材やボランティアの活動支援策を強化する。また、宮城の豊かな自然を国際会議の場などの機会をとらえて内外に向けて発信するほか、復興のシンボルとして、自然系国立科学博物館の誘致活動を行います。

　鳥獣保護事業計画等に基づく有害鳥獣捕獲や個体数調整などの野生鳥獣の保護管理に欠かせないモニタリング調査を科学的・計画的に行うため、県林業技術総合センター等の研究機関との連携を一層深め、野生生物の保護管理体制の強化を図ります。

　また、大学等の教育機関との連携･協力により、若手狩猟者確保のための普及啓発・研修体制を構築し、狩猟者全体の底上げと後継者育成を図ります。

　環境教育や里山体験のほか、エコツーリズムや野生鳥獣対策、企業等が取り組む森林整備を通じた社会貢献活動を支援する場として、里山環境学習林を整備します。

6　環境負荷の少ない交通の推進

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1)　計画の概要

①　位置付け・役割

自動車交通に伴う環境負荷の低減方策の基本的な考え方とその目標を示し、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与するものです。

また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割を担うものです。

②　施策展開の考え方

自動車交通公害及び地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア　総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

イ　広域的、長期的な取組

自動車が環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

ウ　優先的取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施します。

③　計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2)　平成24年度における点検評価結果

①　計画の基本目標

以下の３つの目標を掲げ、それぞれの目標のもとに具体的の数値目標を定めています。

【３つの基本目標】
- 道路沿線の大気環境を改善する
- 道路沿線の騒音を改善する
- 自動車からの二酸化炭素排出量を減らす

【数値目標】
- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率 …100%
- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率 …100%
- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率 …100%
- 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量…10%

②　数値目標に係る指標値の状況

ア　二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率

平成24年度は、自動車排出ガス測定局９局において二酸化窒素環境基準下限値の達成率88%を目指していましたが、実績では９局が達成し、達成率は100%でした。

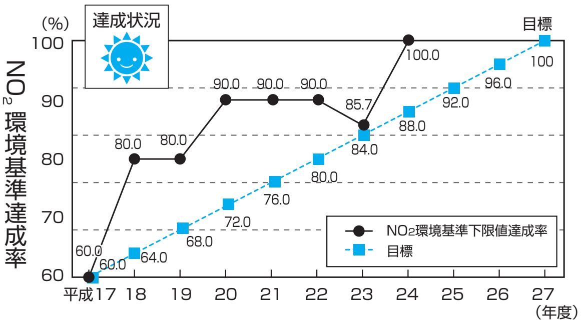

▲図1-2-2-12　自動車排出ガス測定局　二酸化窒素環境基準下限値達成率（日平均98%除外値）

イ　浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率

平成24年度は、自動車排出ガス測定局９局において浮遊粒子状物質環境基準（短期的評価）の達成率73.3%を目指していましたが、７局で達成し、達成率は77.8%でした。

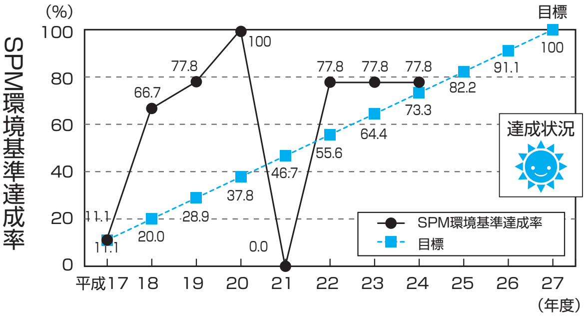

▲図1-2-2-13　自動車排出ガス測定局　浮遊粒子状物質環境基準達成率（短期的評価）

ウ　自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

平成24年度は、自動車交通騒音評価対象区間において、対象世帯の96%が昼間、夜間ともに環境基準を達成することを目指しており、対象世帯74,044世帯のうち、67,605世帯が目標値に達し、達成率は91.3%でした。

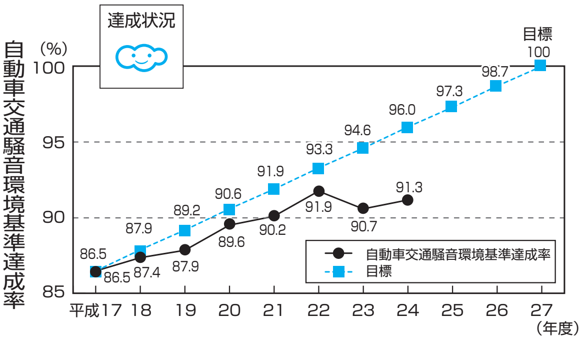

▲図1-2-2-14　自動車交通騒音達成率の道路に面する地域の環境基準達成率（昼間･夜間とも達成）

エ　自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量

二酸化炭素排出量の算出は、統計データの入手の都合上時間を要するため、毎年度の進行管理に当たっては、県内のガソリン及び軽油の販売実績から算出した「暫定値」により評価することとしています。

平成17年度（基準年）における二酸化炭素排出量暫定値は5,930,564ｔであり、平成24年度は、この暫定値から７％削減することを目標とし、削減実績は169,545ｔで、平成17年度からの削減率は2.9％でした。

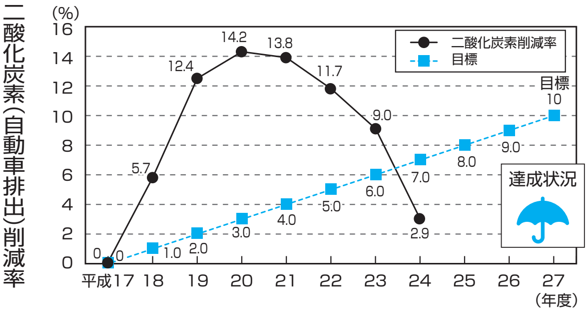

▲図1-2-2-15　自動車からの二酸化炭素排出量（平成17年度からの削減率）

③　平成24年度に講じた施策

ア　自動車単体からの環境負荷の低減を目指した取組

「グリーン購入促進計画」を踏まえて県自らが率先して低公害車を導入するなど、低公害車の普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導･取り締まりを行い、自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減を図りました。

イ　発生する自動車交通量の低減を目指した取組

第３セクター鉄道事業（阿武隈急行）に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど、自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。

ウ　交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進することともに、信号機や交通管制センターの高度化、違法駐車の指導取締りの強化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

エ　自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報をホームページで提供するなどの情報提供を行ったほか、11月の推進月間に庁内放送実施、運転免許更新講習教本・自動車税納税通知書でのPR等を実施するとともに、「エコドライブ宣言」の登録者（個人･事業者）に対しエコドライブ宣言ステッカーを109枚交付しエコドライブの実践を促しました。

④　平成24年度点検評価を踏まえた課題

各管理指標は、いずれも計画策定時の現況値よりも改善傾向を示しており、全体として目標達成に向かっている。特に自動車からの二酸化炭素排出量は、計画年度を前倒しで目標値を上回る削減率となっています。

一方、自動車交通騒音に係る環境基準達成率は改善傾向ではあるものの、前年度に引き続き当年度目標を下回っている状況であり、計画目標の達成のためには、各種施策を総合的かつ効果的に推進し、県民・事業者等が一体となって自動車交通公害の解決に向けて取り組むよう促すことが必要です。

⑤　今後の施策の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の３つの施策を重点的に推進することとしています。

【３つの重点施策】

- 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく燃費の良い「低公害車」の普及促進
- 経済的メリットがあり、運転者の誰もが気軽に取り組める「エコドライブ」の普及促進
- 県内で最も交通量が多く自動車交通に係る環境負荷の大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策の推進

また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発及び調査測定を基本的な７施策とし、地域や路線ごとの状況に応じて施策を選択し、効果的に推進することとしています。

今後も、計画に掲げた重点施策を中心に据えて、他の行政機関と連携した効果的な施策の推進を着実に進めていくとともに、ホームページをはじめとして各種媒体を活用した県民・事業者へのエコドライブの普及・啓発を一層図っていきます。

7　健全な水循環の確保

～宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画～

(1)　計画の概要

①　位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年条例第42号）に基づき策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置付けられています。

また、流域水循環計画は、水循環基本計画に基づき策定されています。

②　施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、流域ごとの特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を流域水循環計画で示しています。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順で策定します。

また、施策を効果的に実施するために、流域全体を視野に入れた「流れの視点」から計画を策定していきます。

【流れの視点】
- 施策の連携（一つの要素に対して効果のある複数の施策を連携させる）
- 上流域と下流域の連携（流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携する）
- 各計画主体間の協働（施策の円滑な推進に向けて、県民、民間団体・ＮＰＯ法人、事業者、行政機関等が互いに連携を図る）

③　計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2)　平成24年度における点検評価結果

①　計画の基本目標

健全な水循環を保全することを目標に、「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とした場合、県全体で、それぞれの現況値（本計画策定時点で順に、7.5、7.6、6.4、6.5）を維持･向上することとしています。

また、県内を５つの流域に区分し、流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各現況値を維持・向上することを目標としています。

ア　清らかな流れ

水質環境基準点におけるＢＯＤ、ＣＯＤ、全窒素及び全リンに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

イ　豊かな流れ

地下水涵養量（森林の流出係数との乖離）及び河川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ河川からの利水量がない場合10点となります。

ウ　安全な流れ

河川整備率（整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合）で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点となります。

エ　豊かな生態系

植物自然充実度及び河川生物生息環境指標で表す指標で、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点となります。

②　数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、測定可能な直近年度の状況は下記のとおりでした。

▼表1-2-2-5　基本目標における指標値の達成状況

管理指標	目標値（点）	実績値（点）	達成状況
清らかな流れ	9.0	7.5	
豊かな流れ	7.6	7.7	
安全な流れ	6.4	6.4	
豊かな生態系	6.5	6.5	

※　「清らかな流れ」は平成24年度実績値であり、それ以外の管理指標は平成23年度実績となっています。

管理指標のうち、「清らかな流れ」は7.5点でした。湖沼における達成率が依然として低位にとどまっていることにより、当該年度の目標値には届きませんでした。

「安全な流れ」については、目標費を達成していますが、震災による施設の被災により河川整備済の区間延長が減少したことから、前年度と同水準

に留まりました。

「豊かな流れ」については目標値を上回りました。

「豊かな生態系」についても目標値を達成しました。

③　平成24年度に講じた施策

平成23年度には北上川流域及び名取川流域の水道水源特定保全地域の指定並びに流域活動団体の取組状況取りまとめ及び管理指標の再検討による進捗状況のとりまとめを行いました。

平成24年度には概要版パンフレットの作成・配布による計画の周知活動及び流域水循環計画推進会議に併せて開催した講演会で計画実施主体への啓発活動などを実施しました。

④　平成24年度点検評価を踏まえた課題

既に計画が策定された流域にあっては、当初に盛り込まれた取組の状況把握を行うとともに、新たな取組の拾い上げを行うこと等により、計画の実効性を高める必要があります。

また、新たな計画の策定に向けて、それぞれの流域の特徴を踏まえ、具体的な施策・取組をできる限り盛り込んだ計画を策定し、計画に沿って地域の各主体が中心となった持続的な水循環保全活動が図られるよう進行管理を行う必要があります。

計画の実効性を高めるためには、身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起し、ＮＰＯ法人等を核とする地域連携活動の仕組みづくり等を支援していくことが重要です。

⑤　今後の施策の方向性

既に策定した鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域の水循環計画に基づく事業の進行管理を行っていくとともに、残余の２流域（南三陸海岸流域、阿武隈川流域）については、平成25年度策定予定としていましたが、両流域とも東日本大震災の被害区域を含んでいること、東日本大震災公共土木施設等復旧方針（県土木部）で平成27年度に災害復旧を完了することとしているため、現時点では計画策定を延期することとしています。

これにより、計画の進行管理と新たな流域計画の策定作業とを並行して進めていくことになるため、将来を見据えながら、現場と望ましい将来像を意識し、実効性ある「計画づくり」、「運用」、「評価」及び「見直し」の作業を進めます。

これまでは、各主体が、環境、治水、利水などのそれぞれの限定した側面を捉えて解決を図る「場の視点」に立った取組を実施してきましたが、流域全体の「流れの視点」に立ち、上流域と下流域の連携及び各主体間の協働連携を重視し、具体的な目標と施策を示し、点検を重ねながら、各流域の健全な水循環の保全に向けた取組を推進していく必要があります。

また、身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起するため、「流域の関係者を参集した推進会議」を開催するとともに、流域における民間団体の活動を技術面や物資で支援します。